

別表六の二（六）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第4項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）又は令和3年改正前の措置法第68条の9第4項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「個別増減試験研究費割合の計算」の各欄は、連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。）が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各連結事業年度において別表六の二（六）「7」に記載された割合が100分の9.4を超える場合又は連結親法人事業年度が令和3年4月1日前に開始した各連結事業年度において同欄に記載された割合が100分の8を超える場合にのみ記載します。
- 3 「個別試験研究費割合の計算」の各欄は、連結親法人事業年度が平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各連結事業年度において別表六の二（六）「9」に記載された割合が100分の10を超える場合にのみ記載します。
- 4 「個別税額控除割合の計算」の各欄は、連結親法人事業年度が平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各連結事業年度である場合にのみ記載します。
- 5 「割増前個別税額控除割合12」は、連結親法人事業年度が令和3年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては「8又は」及び「0.3又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は9.4」及び「又は0.35」を消します。
- 6 「中小連結法人の試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額17」の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次によります。
 - (1) (2)に掲げる場合以外の場合 「又は $\frac{15}{16}$ 」を消します。
 - (2) 連結親法人事業年度が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各連結事業年度において、別表六の二（六）「7」に記載された割合が100分の9.4を超え、若しくは同表「9」に記載された割合が100分の10を超える場合又は連結親法人事業年度が令和3年4月1日前に開始した各連結事業年度において、同表「7」に記載された割合が100分の8を超え、若しくは同表「9」に記載された割合が100分の10を超える場合 「 $\frac{5}{6}$ 又は」を消します。